

千葉市 こども・若者基本条例

2025年2月交付、4月施行

＜本条例の目的＞

すべてのこどもや若者が権利を保障され、自分らしく健やかに成長・自立できるような社会環境を整える。

こどもや若者の社会参画(意見を言う、活動に参加するなど)を促進する。

こども・若者一人ひとりが尊重され、将来にわたって自己実現を目指せるようにする。

●基本理念

(1) 誰一人取り残されることなく、個人として尊重され、基本的人権が保障される。その人の個性によって差別的な扱いを受けることがないようにする。

(2) 全てのこども・若者が、虐待・いじめ、体罰・不適切な指導、暴力、経済的搾取、性犯罪・性暴力、差別から守られる。これらの被害を受けた場合は保護され、必要な支援を受ける。

(3) 全てのこども・若者が、存在を受容され、自尊心を育んでもらえる。社会の一員として必要とされることで得られる安心感を養えるよう、愛情深く養育される。

(4) 全てのこども・若者が、発達や理解の程度に配慮し、自分の意見を表明する支援を受けられる。意見表明や社会参画の機会が確保される。意見が尊重され、その子の最善の利益が優先される。

☆ (5) 病気や障害、医療的ケアが不可欠な状況等により支援が必要なこどもや若者について、個々の状況に応じた配慮がなされる。

(6) 社会生活を営む上で困難があるこどもや若者は、必要な支援を受けることができる。

(7) こどもの養育は、家庭を基本としつつ、社会のあらゆる分野の構成員が理解を深め、それぞれ役割を果たす。こどもを養育する家庭に支援を行う。こどもが健やかに成長する環境を整える。

●条例で定められる5つのこどもの権利

- ・安心して生きる権利(暴力を受けたり差別を受けることなく生活できる)
- ・自分らしく育つ権利(思っていることを伝えられる、やりたいことが出来る、休むことができる)
- ・自分を守り、守られる権利(嫌なことを嫌と言える、助けを求められる)
- ・自分に関することを自分で決める権利(自分のことはアドバイスをもらいながら決定できる)
- ・社会に参画する権利(仲間と社会に参加できる、話し合いに参加して気持ちや意見が言える、自分の回りの社会に提案ができる)

●市の責務

条例を実施するための施策を整備し、市民や地域と協働する。条例の理念を普及させ、こども・若者が利用しやすいサービスや相談窓口を整える。

●こどもの権利救済

千葉市は、こどもが権利の侵害その他の不利益を受けた場合に、迅速に救済し権利の回復を支援する「こどもの権利救済委員」を置く。